

医療保険の平成26年度保険料率に関する論点について

1. 平均保険料率

平成26年度も現在の平均保険料率（10.00%）を維持するという方向で良いか。

- ※ 先の健康保険法改正により、協会けんぽに関する特例措置が2年延長されたが、これは平成25年度及び26年度の2年間は、平均保険料率10.00%を維持できる見込みであることが議論の前提とされていた。
- ※ 平成25年度においては、9月の標準報酬月額是对前年同月比0.2%のプラスである一方、8月までの加入者1人当たり医療費は1.9%の伸びに留まっている。

（参考）標準報酬月額の対前年同月比の推移

年 月	対前年同月比
平成21年 9 月	▲ 2.8%
平成22年 9 月	▲ 0.3%
平成23年 9 月	▲ 0.6%
平成24年 9 月	0.4%
平成25年 9 月	0.2%

加入者1人当たり医療費の対前年同月比の推移

年 度	対前年同月比
平成21年度	2.4%
平成22年度	2.7%
平成23年度	1.8%
平成24年度	1.7%
平成25年 4 月～ 8 月	1.9%

2. 都道府県単位保険料率

平均保険料率を維持した場合、都道府県単位保険料率も現在の率を維持するという方向で良いか。

※ 都道府県単位保険料率を維持するためには、平成25年度と同様、①平均保険料率の維持、②激変緩和率の維持、③準備金取崩し分の支部別収支への充当（支部別収入の不足分に取り崩した準備金を充てる）が必要。

激変緩和率については、平成26年度も現在の激変緩和率（2.5/10）を維持するよう、政府に要請するという方向で良いか。

※ 先の健康保険法改正により、激変緩和の期限も2年間延長されている。